

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局  
男女間暴力対策課長

配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）に基づき、配偶者からの暴力による被害者（以下「DV被害者」という。）の生活再建の支援を強化するため、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和 4 年 12 月 26 日 DV 対策抜本強化局長級会議決定）を取りまとめました。

本取りまとめを踏まえ、DV被害者の生活再建支援に関する見直し等を進め、今般、各制度所管府省から各都道府県の関係機関等への通知（以下「各府省通知」という。）が発出されましたので、下記のとおりその概要及び別添の各府省通知を送付いたします。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、本通知及び各府省通知を被害者支援等に活用いただくとともに、引き続き、関係機関等と連携して DV 被害者の生活再建支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、本通知の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 経済的支援

- 「配偶者からの暴力による被害者が利用できる経済的支援について」（令和 5 年 3 月 31 日付け府共第 228 号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策

課長通知)

【概要】DV被害者が利用できる経済的支援について、令和4年度第2次補正予算（令和5年度も利用できるものに限る。）及び令和5年度予算案に盛り込まれた施策のうち、「家計の急変に対する経済的支援」、「ひとり親に対する経済的支援」、「犯罪被害者に対する経済的支援」及び「一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援」に該当する施策を整理。

- 『生活保護問答集について』の一部改正について」（令和5年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）

【概要】「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等に伴う生活保護制度における留意事項について」（平成20年4月1日付社援保発第0401007号社会・援護局保護課長通知）等の内容を改めて整理した上で、DV被害者に対し、生活保護を適用するに当たり、扶養能力調査の在り方、実施責任、世帯の認定及び臨時的一般生活費（家具什器費等）等に関し周知。

- 「児童扶養手当の遺棄の認定事務における配偶者からの暴力による被害者に関する取扱いについて」（令和5年3月17日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室扶養手当係事務連絡）

【概要】児童扶養手当の遺棄の認定事務においては、被害者である場合でも、本人の申立書及び遺棄調書以外の書類の提出を求めている旨周知。

## 2 就業

- 「配偶者からの暴力被害に伴う転居による離職に係る雇用保険制度上の取扱いの周知について」（令和5年3月30日付け職保発0330第4号厚生労働省職業安定局雇用保険課長通知）

【概要】配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した場合（裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が確認できた場合に限る。）において、雇用保険制度上の特定理由離職者として取り扱う旨周知依頼。

- 「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び父子並びに寡婦福祉法上の支援について」（令和5年3月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）

【概要】DV被害者について、その配偶者から1年以上遺棄されている状態が継続すると見込まれるときは、「ひとり親」として扱われる場合がある旨周知。

- 「『求職者支援制度業務取扱要領』の改正について」（令和4年9月29日付け職発0929第6号・開発0929第2号厚生労働省職業安定局長・厚生労働省人材開発統括官通達）

【概要】DV被害者が安心して就職に向けたスキルアップに取り組めるよう、職業訓練受講期間における生活支援のための職業訓練受講給付金の支給要件について、「配偶者等から経済的援助を受けていない場合は、当該配偶者の収入や資産は世帯収入要件や資産要件の算定に含めない」という点を「訓練受講のしおり」に改めて明記し、全国のハローワークにおいて周知。

- 「配偶者からの暴力の被害者に対する就労支援に係る留意事項について」（令和5年3月31日付け職首発0331第2号厚生労働省職業安定局首席職業指導官通知）

【概要】DV被害者に対する就労支援について、プライバシーの保護等に留意しつつ、ハローワークに来所した被害者の就業ニーズに配慮できる企業への職業紹介を行うこと、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等の関係機関の支援により就職を希望するに至った被害者に対しては、本人の心身の安全に配慮しつつ、各機関への出張相談やオンラインの活用など、求職者のニーズを把握し就職に向けて柔軟な支援を行うことを依頼。

### 3 社会保険（雇用保険を除く）

- 「『被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について』の一部改正について」（令和5年3月30日付け保保発0330第3号厚生労働省保険局保険課長通知）

- 「『被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について』の一部改正について」（令和5年3月30日付け保保発0330第4号・年管管発0330第3号厚生労働省保険局保険課長・厚生労働省年金局事業管理課長通知）

- 「『組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について』の一部改正について」（令和5年3月30日付け保国発第0330第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

【概要】医療保険関係事務におけるDV被害者の保護に関する証明書に関し、地方自治体と連携して被害者支援を行っている民間支援団体による確認書も同様のものとして取り扱うことや、被保険者等による届出の提出を待たずに被害者を被扶養者等から外することができる期間の目安を示すとともに、被害者の秘密保持に係る留意事項や医療費通知の取扱い

等について周知。

- 「『配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について』の取組による周知及び関連通知の一部改正について」(令和5年3月30日付け年管企発0330第10号・年管管発0330第2号厚生労働省年金局事業企画課長・厚生労働省年金局事業管理課長通知)

【概要】年金関係事務における秘密の保持の配慮に関する取扱い及び国民年金保険料の特例免除の取扱いについて、改めて周知を行うとともに、DV被害者の保護に関する証明書に関し、地方自治体と連携して被害者支援を行っている民間支援団体による確認書も証明書と同様のものとして取り扱うこととしたため、必要な取扱いについて周知。

#### 4 住宅

- 「配偶者からの暴力被害者に対する居住の安定確保について」(令和5年3月31日国住備第487号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)

【概要】既に平成16年3月31日付「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」により、公営住宅への優先入居・目的外使用の活用を可能としているが、再度、各地方公共団体に対し、優先入居・目的外使用の周知を図り、DV被害者の居住の安定を図るとともに、その自立を引き続き支援する。また、地方公共団体と配偶者暴力相談支援センター間との公営住宅の空き室情報等を共有・連携している事例を周知し、これを参考に各地方公共団体において、配偶者暴力相談支援センター等との連携を図るよう検討を促すとともに、セーフティネット登録住宅制度の推進を依頼。

- 「配偶者からの暴力による被害者に対する居住の安定確保について」(令和5年3月31日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長事務連絡)

【概要】地方公共団体における公営住宅の空き室情報等の問合せ窓口及びセーフティネット住宅提供システムについて周知。

#### 5 子育て

- 「配偶者からの暴力による被害者に関する保育所等の利用について」(令和5年3月29日付け厚生労働省子ども家庭局保育課・内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付事務連絡)

【概要】被害者の状況を踏まえた保育所等の保育料、優先入所、保育認定等及び生活再建のための手続を行う際に必要となる一時預かりの利用に関する制度の周知。

- 6 母子生活支援施設・女性相談支援センター・女性自立支援施設等
- 「母子生活支援施設における保護の実施の手続きの適正な取り扱いについて」（令和5年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）

【概要】母子生活支援施設の入所に関する手続きに関し、入所を必要とする者が円滑な利用が可能となるよう、また、申し込みに必要な書類が児童福祉法及び同法施行規則を踏まえて必要最小限なものとなるよう周知。

- 7 住民票・戸籍謄本・地方団体が発行する証明書等
- 「配偶者暴力相談支援センター等の職員からの戸籍証明書等の請求に関する取扱いの周知について」（令和5年3月10日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡）

【概要】配偶者暴力相談支援センター等の施設の職員が戸籍謄本等の代理請求を行う際に、施設の長を代理人とし、職員個人を復代理人とすることによって、委任状の作成の際に、被害者に施設の職員の個人情報を知られてしまうことに対する当該職員の心理的負担を解消することができることを周知。

- 8 支援体制の強化
- 「日本司法支援センター及び弁護士会との連携の一層の強化について」（令和5年3月31日付け府共第229号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）

【概要】配偶者暴力による被害の救済・再被害の防止を図るため、内閣府・法務省・日本司法支援センター・日本弁護士連合会で協議を行い、配偶者暴力相談支援センターと日本司法支援センター・弁護士会との連携の一層の強化を図るための各地域における対応等や連携の取組事例を整理。